

2009年2月23日

株主の皆様へ

東京都文京区本郷三丁目19番4号
(本郷大関ビル4F)
ミハウジャパン株式会社
代表取締役 高島 順

端数株式の処分代金お支払いのための株券提出のご案内

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は2009年2月20日(金)開催の臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会の決議により、当社が、当社代表取締役である高島順が取締役を兼任するワールドティケー有限会社の実質的な完全子会社となるための全部取得条項付種類株式の取得の決定の件についてご承認をいただきました。このご承認に基づき、当社株券をご所有の各株主様に対して割り当てられている当社A種種類株式の数は、1株未満の端数(以下「端数株式」といいます。)となります。従いまして、当社株券をご所有の各株主様に対して割り当てられる1株未満の端数株式(A種種類株式)について、株券の発行はございません。これらの端数株式につきましては会社法第234条の定めに従って売却され、端数株式の処分代金として各株主様に対して持分に応じた現金(以下「端数株式処分代金」といいます。)が交付されることとなります。

つきましては、当社株券をご所有の株主様は、お手数ではございますが、後記の「株券提出および端数株式処分代金受取方法ご指定のご案内」をご高覧のうえ、株券提出期間(2009年2月24日(火)から2009年3月27日(金)まで)内にご所有のすべての株券(券種にかかわらずすべての株券)をご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当社株券を保護預りにされている証券会社がございます場合には、お取引証券会社にご提出方法等をご相談、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

また、株券不所持の申し出をされている株式につきましては、「株券」および「株券提出書」のご提出は必要ございませんので、この場合は「端数株式処分代金振込指定書」のみをご提出ください。

株主様への現金の交付に至るまでの諸手続を後記の「株券提出および端数株式処分代金受取方法ご指定のご案内」のとおりご案内申し上げますので、お手続きのほどよろしくお願いたします。

敬具

株券提出および端数株式処分代金受取方法ご指定のご案内

1. 株券提出期間

平成 21 年 2 月 24 日（火曜日）から平成 21 年 3 月 27 日（金曜日）まで
（ご留意点）

「株券」「株券提出書」および「端数株式処分代金振込指定書」を必ずご提出ください。
名義書換がお済みではない株券をご提出される場合は、上記に加え「名義書換請求書（兼株主票）」も必ずご提出下さい。

2. 株券提出事務取扱場所

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
郵送物送付先および 電話お問い合わせ先	東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号（〒137-8081） 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711（通話料無料）
同 取 次 所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店

3. 株券提出の方法

（1）必要書類のご請求方法

「株券提出書」「端数株式処分代金振込指定書」および「名義書換請求書（兼株主票）」は、前期 2. の株券提出事務取扱場所にお電話にてご請求ください。

（2）株券等のご提出方法

「株券提出書」および「端数株式処分代金振込指定書」に必要事項をご記入、お届出印をご押印のうえ、ご所有の当社株券すべてを添えて、前記 2. の株券提出事務取扱場所へご提出ください。

「株券」「株券提出書」および「端数株式処分代金振込指定書」をご郵送される場合は、お近くの郵便局から「簡易書留郵便」にてご送付ください。

株券をお取引証券会社に保護預りとされている方は株券の提出が必要ですが、株券の提出方法につきましてはお取引証券会社にご相談ください。

（3）名義書換がお済みではない株券をご提出される場合

名義書換がお済みではない株券をご提出の際は、「株式名義書換請求書（兼株主票）」を前記 2. の株券提出事務取扱場所にご請求のうえ、所要事項をご記入、ご押印頂き、「株券」「株券提出書」および「端数株式処分代金振込指定書」とともにご提出ください。

(4)「受付整理票」の発行

ご提出頂きました株券につきましては、「受付整理票」を発行いたしますので、端数株式処分代金のお支払に関するご通知がお手元に届くまで大切に保管ください。

なお、「受付整理票」をもって売買、譲渡、質入れ等はできません。

4. 端数株式処分代金のお支払について

(1) 端数株式処分代金につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、株主様が保有する当社株式 1 株につき金 446 円の割合で計算した金額を交付することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上端数調整が必要な場合などは、実際の交付金額が上記金額と異なる場合があります。

(2) 株券提出期間内に当社株式をご提出頂いた場合のお支払日は、現在のところ 2009 年 5 月末頃を予定しております。ただし、裁判所の許可日によっては、実際のお支払日が上記予定より遅れる場合があります。

(3)「端数株式処分代金振込指定書」でお受取口座を必ずご指定ください。

(4) 上記(3)のご指定がない場合で、配当金の口座振込を既にご指定頂いている株主様につきましては、配当金の指定口座へ端数株式処分代金をお振込みいたします。

(5) 上記(3)(4)いずれの振込口座もご指定がない場合は「端数株式処分代金領収証」(もしくは「ゆうちょ銀行現金払」)でのお支払となります。

(6) 株券提出期間内に株券をご提出頂けなかった場合は、上記(2)のお支払日以降、株券と引き換えに端数株式処分代金をお支払いたしますので、2 ページ目に記載の株券提出事務取扱場所にてお手続きください。

5. その他

株券提出手続きならびに株券の名義書換手続きその他ご不明の点につきましては、下記へお問い合わせください。

株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
(連絡先)	〒137-8081
	東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
	電話 0120-232-711 (通話料無料)

以上